

県産品販売・情報発信拠点における取扱商品の出品要領

設置：岐阜県

運営：ジャパンパブリックプライベートパートナー機構株式会社

1 趣旨

この要領は、岐阜県が設置する「県産品販売・情報発信拠点」における県産品の新規出品に関し必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

県は、県産品販売・情報発信拠点において県産品を出品する機会を提供することにより、その過程で得られた消費者ニーズの把握、販売情報の取得等出品者のマーケティング活動に対する支援を行うものとする。

3 対象商品

(1) 次の各号のいずれかに該当する商品であること。

- ① 農林水産物については、岐阜県内で生産、収穫されたものであること。
- ② 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については次のとおりとする。
 - ア) 商品の主要な原材料が岐阜県産であって、製造または加工最終段階が県内事業者によって行われていること。
 - イ) 商品の主要な原材料が岐阜県産であって、県外事業者により製造または加工された商品の場合、販売が県内事業者によって行われていること。
 - ウ) 商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工最終段階を県内事業者が行っているか若しくはその販売を行っていること。（ただし、岐阜県らしさなど岐阜県のPRやイメージアップにつながる商品であること。）

(2) 上記(1)に掲げるもの以外の商品で、地域産業課長が必要と認めるもの。

(3) 安全安心のため、次の各号のすべてを満たしていること。

- ① 食品表示法、農薬取締法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等その他関係令等に定める規程に違反してないこと。
- ② 品質・衛生管理が適正に行われていること。
- ③ PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
- ④ 知的財産権の係争中でないこと。
- ⑤ 発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
- ⑥ 公序良俗に反しないものであること。
- ⑦ 事業者は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

4 申込資格

(1) 岐阜県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体とする。

(2) 上記(2)に該当する商品を出品しようとする者で地域産業課長が認める者とする。

5 取扱商品の選定方法

(1) 商品取扱申込書の提出

県産品の出品を希望する者は、別紙1「商品取扱申込書」1部と「商品取扱申込票」を1商品につき1部及び必要書類を添付してジャパンパブリックプライベートパー

トナー機構株式会社に提出すること。

なお、提出のあった書類は返却しない。

直接来店する場合

THE GIFTS SHOP に直接来店して申し込みを希望する場合は、事前に面談を予約のうえ、取り扱い希望商品と名刺、パンフレット等を持参し来店すること。

(2) 商品選定

商品の選定は、県及び運営事業者の協議のうえ決定する。ただし、施設、設備の制約等から出品できない場合がある。

(3) テスト販売

県産品販売・情報発信拠点でテストマーケティングを行うことにより、新商品開発、商品のブラッシュアップ、販路開拓等に役立てることを目的に、一定期間、試験的に販売することができる。対象商品や利用条件等は、出品要領に準ずる。

ただし、商品の取扱期間等については、運営事業者と協議により決定する。

6 取引条件等

仕入れ方法や取引価格、取扱時期など取引の諸条件については、運営事業者と出品者間の協議により決定するものとする。なお、商品の取扱期間及び決済については、下記の条件を満たすものとする。

取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないものとする。なお、これらの協議について岐阜県は関与しない。

(1) 商品の取扱期間

事故等特段の事由がない限り、原則として最短3か月間は取り扱うものとする。

ただし、供給可能期間が3か月に満たないもの等についてはこの限りではない。

取扱期間の延長については、販売実績や顧客評価、商品構成等より決定する。

(2) 決済（支払サイト）

月末締め翌月末支払を原則とし、銀行振込とする。

附則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成28年3月7日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

岐阜県知事 へ
(ジャパンパブリックプライベートパートナー機構株式会社 経由)

所在地
事業者名
代表者名

印

県産品販売・情報発信拠点商品取扱申込書

県産品販売・情報発信拠点での取扱商品について、「県産品販売・情報発信拠点における取扱商品の出品要領 3 対象商品」に該当する旨を誓約するとともに、下記の事項について同意したうえで申し込みます。

記

- 商品取扱申込書を提出しても、商品選定の結果、運営事業者との取引条件等が合致しないこと等により、出品ができないことがあることを承知のうえで、商品取扱申込書を提出します。
- 商品取扱申込票について、公文書の開示請求があった場合、商品取扱申込票の「卸価格（税抜）」、「主な販売先」「購買層・販売状況」を除き、開示することを承諾します。
- 自社商品に係る苦情は、申込事業者の責任においてすべて解決します。
- 製造物責任法（PL法）を理解しており、商品に関する損害賠償責任を負うことになった場合は、申込事業者の責任において被害者救済を行います。
- 県又は運営事業者が行うバイヤー招聘事業等の際に、商品取扱申込書及び商品取扱申込票、添付資料等をバイヤー等にその写しの送付または開示することに

(承諾します ・ 承諾しません)

※いずれかに、○を記載してください。